

派遣実績・マージン率・教育訓練に関する情報提供

令和8年4月1日 時点

対象事業所	株式会社エスエスワイ (山梨県富士吉田市上吉田東1-4-56)
労働者派遣法第30条の4 第1項の協定を締結しているか否かの別	☒ 締結している ☐ 締結していない
対象となる範囲	派遣先でシステムエンジニア・プログラマーの業務に従事する従業員
有効期限	令和8年4月1日～令和9年3月31日

派遣実績・マージン率に関する事項

① 派遣労働者数（年間）	28名
② 派遣先事業所数	5事業所
③ 労働者派遣料金（1日（8時間あたり）も平均額）	34,485 円
④ 派遣労働者の賃金（1日（8時間あたり）も平均額）	23,137 円
⑤ マージン率 ((③-④)÷③ 小数第一位未満を四捨五入)	32.9%

教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	実施人数	実施方法	賃金支給状況	労働者費用負担
IT基礎・アプリケーション基礎教育	8	Off-JT	あり	なし
システム設計・製造実務研修	6	OJT	あり	なし
構内行動教育	10	Off-JT	あり	なし
安全教育	10	Off-JT	あり	なし
個人情報セキュリティ教育	全従業員	Off-JT	あり	なし

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：管理本部総務部

電話番号：0555-22-2184